

川越市立高等学校通則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月22日

川越市教育委員会 教育長 新保正俊

川越市教育委員会規則第13号

川越市立高等学校通則の一部を改正する規則

川越市立高等学校通則（平成15年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中第1項及び第2項中「科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第20条第1項中「保証人が連署した」を削り、同条第2項中「保証人が署名した」を削り、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「若しくは保証人が死亡し、又は保証人が第3項に規定する要件を欠くに至った」を「が死亡し、又は保護者に変更があった」に改め、「又は誓約書」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項中「、生徒又は保証人」を「又は生徒」に改め、同項を同条第4項とする。

第21条第1項及び第4項並びに第22条第1項並びに第23条第1項及び第3項中「保証人が連署」を「共に記名」に改める。

第27条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

様式第2号を次のように改める。

在 学 保 証 書

年 月 日

（宛先）

川越市立 高等学校長

現 住 所_____

ふ り が な

生 徒 氏 名_____

年 月 日生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取の必要があると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願出をする際に所定の書類に記名するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所_____

上記生徒との関係_____

ふ り が な

保 護 者 氏 名_____

（備考） 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。

2 保護者は、入学願書に記入した者とする。

様式第 3 号を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

川越市立 高等学校長

私は、在学中、学則その他の諸規則の定めを守り、学業に励み生徒の本分に背かないことを誓います。

現 住 所 _____

ふ り が な
生 徒 氏 名 _____
年 月 日生 性別

（備考）生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。